

世界的貧困への正義の義務：グローバルな正義の基礎と人権

小園，栄作

<https://hdl.handle.net/2324/6787394>

出版情報：Kyushu University, 2022, 博士（法学），課程博士
バージョン：
権利関係：

氏 名	小園 栄作			
論 文 名	世界的貧困への正義の義務——グローバルな正義の基礎と人権			
論文調査委員	主 査	九州大学	准教授	福原 明雄
	副 査	九州大学	教授	江口 厚仁
	副 査	九州大学	名誉教授	酒匂 一郎

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の主題は、世界的貧困とグローバルな正義であり、その目的は、従来の正義論において周縁的・副次的に論じられる傾向にあった世界的貧困問題を、グローバルな正義の中心的問題として位置づけたうえで、日本を含む富裕先進諸国の政府や市民が、何らかの義務を（そもそも）負うのか、負うとすればどのような義務で、なぜ私たちがそのような義務を負うのかを明らかにすることである。本論文は、私たちは世界的貧困に対して「正義の義務」を負うと主張し、また、世界的貧困に対するグローバルな正義の義務の理論的基礎付けでは、人権をその規範的中核として位置づける理論を採用し、擁護する。序論ではこれらの問いと行論の方針、特に人権にまつわる本論文の態度が明らかにされる。

第1章では、本論文が世界的貧困への正義の義務があると主張する際の「正義の義務」とはいかなる性質の義務なのかを確認するために、世界的貧困への正義の義務とはいえないが、その萌芽的な議論として位置づけられる、ピーター・シンガーの積極的援助義務論と、ヘンリー・シューの基礎的権利論が検討される。ここでは貧困論において、慈善と義務の線引きを脱構築することを試みたシンガーの貢献と、消極的／積極的権利という権利の二分法を同じく脱構築しようと試みたシューの貢献の世界的貧困理論における重要性が確認される。その上で、これらの義務が正義の義務であるといえるためには、正義原理に関する実質的な正当化論を必要とすることを確認する。

第2章では、従来の正義論が世界的貧困への義務をどのように論じてきたのかを検討する。その際、分配的正義の射程をめぐるグローバルな正義論上の対立軸として、国家主義 *statism* とコスモポリタニズムの区別が導入され、それぞれの陣営とその中間的な陣営に位置すると考えられる3つの正義構想が取り上げられる。第1節は、分配的正義原理の適用を国内にのみ認め、国家の不平等にはそれらの原理の適用を避ける国家主義の立場として、ロールズの「諸人民の法」を検討する。第2節は、グローバルな正義の関心の対象として個人を重視し、諸個人の間にある経済的不平等はそれ自体として分配的正義の対象になると考えるコスモポリタニズムの立場として、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチを検討する。最後に第3節では、国家主義とコスモポリタニズムの中間的な立場として、ネーションとしての紐帯に基づく特別義務を承認しつつ、基本的人権の普遍性との両立を試みるデイヴィッド・ミラーのネーションとしての責任論が検討される。本章では、これらの従来の正義論に人権を重視する重要な傾向がある一方で、従来の正義論が世界的貧困をもつばら分配的正義論の観点から論じ、匡正的正義論の観点を等閑視していることが明らかにされる。

第3章では、世界的貧困を富裕先進諸国から貧困途上国への積極的な分配の問題としてではなく、前者による後者に対する加害とみなし、匡正的正義の問題として論じるトマス・ポグの理論が検討される。現在のグローバルな制度的秩序が貧しい人々の人権を侵害しているとする、ポグの「制

度的加害」是正論が想定する特殊な人権構想（制度的な消極的人権論）が、機能・性質・正当化・内容の面から検討され、その人権の制度的理解の構想が、世界的貧困に対する適切な構想として擁護される。さらには、そのような人権の基礎に人間の尊厳の観念があり、この観念を人権の枠組みの内部で理解するという構想の展開が、ポグゲの議論の理論的な補完作業も含めて試みられている。

第4章では、制度的加害是正論に向けられる批判について、以下の5つの構成要素ごとに分類し、ポグゲの議論を擁護、或いは、必要な場合には修正・補強を試みている。第1にグローバルな制度的秩序概念の曖昧さやグローバルな正義の主題としての適切性に関する批判について、第2に制度的加害における「加害」観に対して向けられる批判について、第3に世界的貧困の原因に関して、ポグゲがあまりにもグローバルな要因を強調し過ぎているという批判について、第4に制度的加害が制度の参加者に課す集合的責任における負担の割当に関する批判について、第5にポグゲが世界的貧困に関する消極的義務を強調し、不完全義務だという理由で積極的義務には理論的に訴えないことに向けられる批判について検討している。本論文は最後の点に関して、ポグゲのように積極的義務を定義により不完全義務だとして正義の義務から排除するのではなく、実質的議論を行ったうえで擁護すべきものだと主張する。

これを受けて第5章では、前章の第5の点について、世界的貧困への視角から、基本的人権を保障する制度創出の積極的義務を契約論的方法によって導き出す、パブロ・ギラバートの議論が参照され、人権の制度的理解の積極的義務の面の説明を補完する理論として支持される。

結論では、本稿で構築したグローバルな正義の基礎に関する理論とそれが有する世界的貧困問題の議論状況に対する意義が確認される。

本論文の特長は、極めて意識的に世界的貧困問題を主題化し、その解決に向けた（特化したとすら表現され得る）理論的な議論枠組みを提示しようとする点にある。この目的のために、人権という実践上も重要な位置を占める概念を意識的に選択しつつ、これを理論的基礎にまで遡って明確化し、当該分野の代表的論者であるポグゲの議論を改鋳しながら乗り越えようとする論立ては、グローバルな正義論についての本格的研究と言ってよい。パンデミックや紛争、気候危機が顕わにする脆弱性の中心に貧困があることを考えれば、世界的貧困問題に特化した本論文の議論の射程は、実際にはグローバルな重要課題の全体にかかるほどの展望を持つものとも言える。

尤も、本論文に課題がないわけではない。序論において論じられた、本論文内での正義と人権との関係についての整理、特に直接行為功利主義と（本論文の関心の限りでの）人権の擁護をグローバルな正義の中核とするという正義概念理解との関係についての議論は必ずしも説得的でない。直接行為功利主義が正義に止まらない、より一般的な道徳理論であり、人権（規則）を擁護しない場合には正義概念を共有できないので、本論文での正義論の対象から外れるというのは、正義についての人権（規則）の重要性の論点先取のようにも思われる。なぜそれほど正義にとって人権が中核的位置を占めると考えるべきか、或いは、なぜそのような正義概念を採用すべきかの説明が必要になるように思われる。この点は論文全体の組み立ての成否に関わるので、いま少し詳論されるべきであった。また、本論文の積極的主張の背骨を成す、制度的加害－責任という独特の加害理解について、第4章に「加害の可能化」の説明などによる明確化のための記述はあるものの、実質的な論証は十分でなく、また、この理解における加害と責任の因果関係の立証も十分でないように思われる。事の重大性や是正の意義が議論を導いているように見える箇所や、理論全体との整合性に議論の正当性が託されている箇所が、特に論文後半の理解を難しくしているように思われる。以上のような今後の研究に期待すべき課題はあるものの、世界的貧困問題を中心に据えた、野心的なグローバルな正義構想の議論として、本論文に十分な学術的価値があることに疑いはない。

以上により、本論文は調査委員全員一致で、博士（法学）の学位を授与されるに値すると認定さ

れた。